（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
附　則 （改正後の人事院規則一五―一四における暫定再任用職員に関する経過措置） **第二十二条**　暫定再任用職員は、規則一―八二（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）第十一条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、同規則第十八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。 ２　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、規則一―八二第十一条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項及び第二項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。	**附　則** （改正後の人事院規則一五―一四における暫定再任用職員に関する経過措置） **第二十二条**　暫定再任用職員は、第三十四条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、同規則第十八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。 ２　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。

九～二十	（略）				
備考					
一～五	（略）				
			第九条第二項の通知の文書の写し	フレックスタイム制の勤務時間の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	一年
				当該承認の申請の文書	一年
				代休日の指定についての別段の定めの承認の文書	一年
				休時間の指定又は	一年
				日直勤務、超勤代	一年
				特定日以後三	一年
				なる日に係る	一年
				間、休息時間、宿	一年
				の振替等、休憩時	一年
			附則第二条の協議に関する文書	フレックスタイム制の基準に係る経過措置についての協議の文書	協議に係る勤務時間の割振りの基準によらなくなる日に係る特定日以後三年
				当該協議に対する回答の文書	廃棄
		規則一五―一四―四〇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）			
九～二十	（略）				
備考					
一～五	（略）				
			第九条第二項の通知の文書の写し	フレックスタイム制の勤務時間の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	一年
				当該承認の申請の文書	一年
				の別段の定めの承認の文書	一年